

補助

合併処理浄化槽維持管理費補助金制度

9月末日で受け付け終了となります

☎まちづくり課環境下水道係 ☎77・3924

浄化槽の効果的な利用には、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要です。町では、合併処理浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成しています。

○補助対象者・補助金額

■対象者 芝山町に住所を有する方で、住宅に設置した10人槽以下の合併処理浄化槽を適正に維持管理している方

■補助金額 毎年1回1万円(上限)

○対象とならない方

- ・浄化槽の設置届けをせずに合併処理浄化槽を設置した方
- ・建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置した方
- ・法定検査を受けていない方
- ・法定検査の結果が不適正と判定された方

- ・千葉県浄化槽取扱指導要綱を遵守していない方
- ・賃貸など営利を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置した方

- ・町税を滞納している方

○申請方法・受付期限

■申請方法 まちづくり課環境下水道係備え付けの申請用紙、

または町ホームページから印刷した申請書類に、必要書類を添えて申請してください。

■申請に必要なもの

- ①維持管理に関する契約を証明する書類の写し
- ②平成30年4月1日～平成31年3月31日までに法定検査を受けたこと、適正であったことを証明する書類の写しと領収書の写し
- ③平成30年4月1日～平成31年3月31日までに保守点検を実施した記録票の写しと領収書の写し

- ④申請者名義の預金通帳または口座番号が分かるもの
- ⑤印鑑

※右記①②③の必要書類を一部でも紛失してしまった方は、検査依頼先に連絡し、書類の再発行をしてください。

■受付期限 **9月30日(月)**

マイクロバス車両を
レンタルされる方へ

☎千葉運輸支局輸送担当 ☎043・242・7336

■運転手付きマイクロバスの手配は、国土交通大臣の許可を受けたバス会社を利用しましょう

- ・運転手付きの「白ナンバー」のマイクロバスは、いわゆる「白バス」と呼ばれる道路輸送法に違反するサービスです。利用はやめましょう。
- ・道路運送法の許可を受けたバス会社(貸切バス事業者)の正規のマイクロバスには、「緑ナンバー」が付いています。

- ・正規の貸切バス事業者には「運送引受書」や「領収証」などの関係書類の交付が義務付けられています。口頭による契約は、法律に違反するサービスです。

■レンタカーのマイクロバスには運転手は付いていません

- ・レンタカー会社からは、車を借りることしかできません。
- ・レンタカーを借りた場合には、車を借り受けた利用者自身が運転しなければなりません

ん。

※車を借り受けた利用者自身が、自らの意思で他の人に運転を依頼することはできませんが、この場合、実際に運転する人の氏名などをあらかじめレンタカー会社へ申告しておく必要があります。

- ・レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスも、いわゆる「白バス」と呼ばれる法律に違反するサービスです。利用するのはやめましょう。
- ・運転を依頼した人などにレンタカーの手配をもらうことはできません。

■違法な「白バス」を利用して事故に遭った場合、保険の適用がないことがあります

- ・違法な「白バス」を利用して、万が一、事故に遭って負傷した場合、適切な損害賠償がなされずに、治療費などの損害額を利用者自身が全額負担しなければならないケースもあります。



成田空港の更なる機能強化 A滑走路の夜間運用時間が変更になります

問 企画空港政策課 空港地域振興係 ☎77・3906

成田空港の更なる機能強化におけるA滑走路の夜間運用時間の変更などに関して、次のとおりお知らせします。

■A滑走路の夜間飛行制限の緩和について

10月27日(日)から、成田空港A滑走路の運用時間が現在より1時間延長され、午前0時までとなります。

出発地での悪天候や異常事態による遅延など、やむを得ない場合に限り離着陸を認める弾力的運用については、運用時間後30分間(午前0時30分まで)となります。

※今回の変更はA滑走路が対象で、B滑走路の運用時間には変更がありません。

■環境対策について

A滑走路側の騒音特法防止地区内においては、新たな騒音対策事業として、寝室への内窓設置工事の助成制度が開始されており、対象と見込まれる方へはお知らせを送付しております。

対象家屋となる所有者の方などで内窓設置工事を希望される方は、印鑑をご持参の上、企画

空港政策課 空港地域振興係にてお手続きをお願いします。

■民家防音家屋空調施設維持管理補助金の交付額の変更について

A滑走路の夜間飛行制限の緩和に伴い、A滑走路側の第一種区域にお住まいの方については、令和元年度より空調施設維持管理補助金の交付額を左記表のとおり変更いたします。

空調機台数	補助金の額	
	現行	変更後 (令和元年度より適用)
1台	70,000円	100,000円
2台	100,000円	140,000円
3台以上	130,000円	180,000円

※B滑走路側の第一種区域および谷間区域にお住まいの方については、現行のと通りの交付額となります。



空港シャトルバス 時刻表が改正されます

問 企画空港政策課 空港地域振興係 ☎77・3906

10月1日(火)より、空港シャトルバスの一部ダイヤが次のとおり改正されます。

■改正箇所

- ・横芝屋形海岸行 第2便、第4便
- ・成田空港第2旅客ターミナル行 第4便

■改正後時刻表

改正箇所については、別表のとおり停留所を一部省略してお知らせします。

なお、改正後の時刻表については、役場および公共施設への設置と併せて町ホームページに掲載しますので、全停留所の時刻表はそちらにてご確認ください。

○(横芝屋形海岸行)の改正内容

バス停留所名	第2便		第4便	
	現行	改正後	現行	改正後
空港第2旅客ターミナル	7:42	7:50	9:49	10:15
芝山千代田駅	7:52	8:00	9:59	10:25
航空博物館入口	7:56	8:04	10:03	10:29
芝山中学校入口	8:01	8:09	10:08	10:34
芝山文化センター前	8:06	8:14	10:13	10:39
松尾IT保健福祉センター前	8:22	8:30	10:29	10:55
横芝屋形海岸	8:37	8:45	10:44	11:10

○(成田空港第2旅客ターミナル行)改正内容

バス停留所名	第4便	
	現行	改正後
横芝屋形海岸	8:50	8:55
松尾IT保健福祉センター前	9:06	9:11
芝山文化センター前	9:18	9:23
芝山中学校入口	9:23	9:28
航空博物館入口	9:28	9:33
芝山千代田駅	9:35	9:40
空港第2旅客ターミナル	9:44	9:49